

# 雇用保険資格取得届は、 可能な限り4月上旬～中旬を避けて 提出をお願いします

雇用保険に関する手続には、処理に時間を要する場合があります。

例年、年度始めの4月～5月上旬は、雇用保険の取扱件数が通常月の数倍となり、窓口の混雑や、待ち時間が長くなるなど、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。4月中は、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複することを避けるため、資格喪失届の処理、離職票の発行手続を最優先で行っており、資格取得届等の処理にお時間をいただきます。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。

※雇用保険法施行規則第6条の規定により、労働者が被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに資格取得届の提出が必要です。

(例) 資格取得日4月1日の場合 → 5月10日までに提出が必要。

来所による届出・申請の受付時間は、16時までとなっております。

繁忙期に資格取得届を提出された場合、資格取得届の件数や窓口の状況により、お預かりさせていただく場合がございます。

ハローワークでは、迅速な処理を進めるため、電子申請による申請・届出の集中処理を16時以降実施していますので、ご協力をお願いします。

※郵送による届出により、控などの返送をご希望の場合は、返信用封筒（個人情報書類に係る郵便事故防止のため、特定記録分の切手貼付）を添えてご提出ください。

便利な電子申請をご利用ください。

雇用保険手続の届出・申請に電子申請を利用する事業主が急増しています。来所又は郵送による届出をされている事業主の皆様は、是非、電子申請をご検討ください。

<電子申請のメリット>

- ・24時間365日いつでも申請可能です。
- ・職場や出先などインターネットを使ってどこからでも申請できます。
- ・移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減ができます。



雇用保険関係手続の円滑・迅速な処理のため、雇用保険手続きの届出時期について、ご理解・ご協力をお願いいたします。